荒川区告示第 328 号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３４条第２項の規定に基づき、住民の実態を調査した結果、別紙の者について住民基本台帳に記録された住所に居住していないことを確認した。これに伴い、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により、職権で住民票を消除したので、同条第４項の規定に基づき公示する。

令和８年１０月２２日

荒川区長　　滝口　学

住民票の職権消除者一覧

別紙のとおり　１人

氏　　名	消除年月日
功刀　一	R8.9.7